

議案第 57 号

平成 28 年度川崎市公債管理特別会計予算

平成 28 年度川崎市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 230,111,741 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 28 年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		2,289,279 ^{千円}
	1 財 産 運 用 収 入	2,289,279
2 繰 入 金		189,038,461
	1 基 金 繰 入 金	40,699,804
	2 他 会 計 繰 入 金	148,338,657
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 市 債		38,784,000
	1 借 換 債	38,784,000
歳 入 合 計		230,111,741

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		220,427,433 ^{千円}
	1 公 債 費	220,427,433
2 諸 支 出 金		9,682,308
	1 繰 出 金	9,682,308
3 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		230,111,741

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	千円 38,784,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	年 5.0% 以 内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から25カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。 ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。